

英国児童虐待防止研究 子ども投資の社会哲学

——ギデンズ、エスピン-アンデルセンらの社会哲学を中心に——

田 邊 泰 美

労働党（ブレア）政権では、復帰直後の二年間は財政規律が重視され、財政支出は厳しく抑えられた。しかし2000年に入ると教育、医療、社会保障に関する財政支出は増大し、とりわけ子どもに関連する予算の増額は目を見張るものがあった。このような子どもに関連する予算の増額には様々な理由が考えられるが、その一つをギデンズ、エスピン-アンデルセンらの社会哲学の中に見出そうとするのが本論の目的である。

とりわけ、ギデンズは労働党のブレーンとしてブレア政権に与えた影響は小さくない。ギデンズの著書『第三の道：効率と公正の新たな同盟』（『第三の道』と略す）¹⁾を読めば、ブレアがギデンズの影響を強く受けていたことが分かる。しかしながら『第三の道』には子どもをターゲットにした社会投資の重要性が訴えられているわけではなく、ましてやそのような政策が提示されているわけでもない。何がギデンズの社会哲学に変化をもたらしたのか。

EUでは2000年にリスボン会議が開催され、グローバル市場経済に対応できる新たな福祉国家の近未来像が議論された。財政均衡（健全な財政）、所得均衡（社会的格差の縮小）、高い雇用率をいかに同時達成することができるのかという難問への挑戦である。その回答の一つとしてエスピン-アンデルセンらの研究グループは、子どもとりわけ就学前の乳幼児期をターゲットにした積極的な社会投資の必要性を訴えた。すなわち子ども中心社会投資である。このような提言はギデンズの社会哲学に新たな視点をもたらした。ギデンズはエスピン-アンデルセンらの提言を高く評価し、ブレア政権二期の政策に反映されるよう進言することになる。

ギデンズの子ども中心社会投資に関する高い評価は、けっして唐突なものではない。彼の社会哲学には、精神分析理論から導入された存在論的安心という概念がある。存在論的安心の源泉は乳幼児期の適切な養育環境のもとで培われた基本的信頼であり、それが自己アイデンティティを支える基盤を形成しているという。このようなギデンズ存在論的安心に関する理解は、心に留めておく必要があるだろう。

先ず一章では、新たな社会民主主義のモデルとされるギデンズ社会哲学を俯瞰する。とくに、自己アイデンティティを確かなものとするために必要とされる存在論的安心と社会共同性への関与を中心に考察する。続いて二章では、子ども中心社会投資が表舞台に現れてきた背景と経緯を、エスピン-アンデルセンやギデンズらの社会哲学と関連づけながら検討する。

1. ギデンズの社会哲学

〔1〕 自己とは何か：自己アイデンティティ

(1) 自己の再帰的モニタリングとアイデンティティ

ギデンズは、個人化が徹底し準拠枠を喪失した流動性の高い社会における個人の特徴を再帰性という言葉で表現する。再帰性とは、「自分自身を意識的に対象化し、メタレベルから反省的視点にたつて自己を再構築していく能力」²⁾あるいは「自分自身を振り返る能力」³⁾のことであり⁴⁾、その振り返りをギデンズは「行為の再帰的モニタリング」と呼ぶ⁵⁾。したがって、自己アイデンティティとは、ギデンズによれば、「生活史という観点から自分自身によって再帰的に理解された自己⁶⁾」であり、「行為主体によって再帰的に解釈される継続性」⁷⁾なる。行為状況を絶えず再帰的にモニタリングし、自らの環境に即した形に再構成していかねばならない⁸⁾。すなわち、「自分自身で選択し作り出してゆくものであり、常に書き加えられ書き直されてゆく自伝のようなもの」⁹⁾である。自己アイデンティティが自己物語という形式をとるのは、このような理由からである。準拠枠が揺らぎ規範や価値観が多様化／流動化している社会では、自らの行為そのものが自己アイデンティティの拠り所となり、不安から生活を守るための保護皮膜として個人のアイデンティティが一層重要になる¹⁰⁾。

もっとも自己アイデンティティは「自分自身で選択し作り出してゆくもの」であったとしても、他者の承認を必要とする。すなわち、共有知に基づいた行為の再帰的モニタリング（共有知による行為の制御）により最適な結果を生み出すことで、行為者は他者から相応しい能力をもつ存在とみなされ、他者との信頼関係を涵養する基盤が形成される¹¹⁾。ここで留意すべきことは、「共有知に基づいた」とは個人が超個人的な社会共同性に関与していることを意味するが、決して個人に対する社会共同性の優越性を意味するものではない。社会共同性は、個人成立のための条件であるが、同時に個人による相互行為関係が社会共同性にフィードバックされ再生産されたものである¹²⁾。

(2) 存在論的安心

他者から信頼されているという確信は、自らの存在が他者にとって相互行為を営む上で前提になっているという確信、すなわち存在理由の確信を必然的に伴うことになる¹³⁾。それが行為者の存在論的な安心感（存在論的安心）につながっているのである。存在論的安心とは、「ほとんどの人が、自己のアイデンティティの連続性にたいして、また、行為を取り囲む社会的、物質的環境の安定性にたいしていただく確信」¹⁴⁾のことであり、「個人の直接の知覚環境にないものをも含む出来事に対する連続性や秩序の感覚」¹⁵⁾である。存在論的安心を基盤とする自己アイデンティティは安定しており、「未来に何が期待されているのかという観点から、様々に想起された自らの過去を利用する」¹⁶⁾ことができる。すなわち、「自己は過去から予期される未来へと続く発達の軌跡を形づくる」¹⁷⁾ことになり、その軌跡は一貫性を備えている。こうして現在を結末とする物語

の一貫性が未来へと続くことになる。

さらにギデンズは、何が存在論的安心の感覚を作り出すのか、その源泉についての議論を深めてゆく。その源泉は乳幼児期の適切な養育環境のもとで培われた基本的信頼であるという¹⁸⁾。基本的信頼とはアメリカの精神分析家エリクソンから引用された概念であり、それは人格に対する信頼に由来している¹⁹⁾。乳幼児期の個々の要求に対する親たちの適切な養育が、親に対する信頼すなわち相手の人間の誠実さに対する信頼（人格的信頼性）を育み、それは自分自身が誠実で信頼に足るという存在であるという感情をも育んでゆく²⁰⁾。養育者との間に基本的信頼が確立されていない幼児は、ものごとのや他者の実在性に対する感覚がほとんど発達しない²¹⁾。そして人格に対する信頼は、何らかのかたちでおそらく終生持続する他者の信頼性に対する欲求を生じさせてゆく²²⁾。

こうして培われた「他者に対する信頼」と「自己に対する信頼」は、ゆくゆく一体化され、自分は他の人たちが将来自分になってほしいと要望しているような人間になりたいという意識、すなわち他者の評価と結びついた自己アイデンティティの基盤を形成してゆくことになる²³⁾。ギデンズは、自己アイデンティティを支えるものとして、再帰性の外部にある精神分析理論から存在論的安心という概念を導入している²⁴⁾ことに留意を必要とする。自己アイデンティティは、言語の習得以前の、養育者との信頼関係によって培われた存在論的安心を基盤としており、身体にまで及んでいることが明らかにされている²⁵⁾。

(3) 脆弱な自己アイデンティティ：純粋な関係

自己の再帰的プロジェクト（自己の物語の再帰的組織化によって自己アイデンティティが構成される過程）²⁶⁾は、自己実現と自己統制のためのプログラムであるが²⁷⁾、その内実すなわち自己アイデンティティの物語は本質的に脆弱である²⁸⁾。というのは、自己の再帰的プロジェクトの鍵となるのが「純粋な関係」だからである²⁹⁾。純粋な関係とは、「外的な準拠枠（道徳的基準）を欠いている関係」すなわち「関係そのものが与える満足や見返りに根本的に依拠する関係」（内的準拠的な関係）³⁰⁾のことである。個人化が徹底された社会では、人々はその関係が自らにもたらす満足感に基づいて人間（社会）関係を選択したり構築したりするようになり、そのような満足感がもたらされない場合は、自らの意志によって関係性を自由に解消させるようになる³¹⁾。すなわち、当事者が十分に心理的見返りを得ているかぎりでは維持されるが、そうでない場合は随時に終わらすことが可能な人間（社会）関係である³²⁾。純粋な関係は、伝統に縛られない新たな人間（社会）関係を創造することができるが、外的な準拠枠（道徳的基準）を欠いているために、運命決定的な時（重大な結果を伴う決定を下したり、そのような行為を始めなければならない瞬間）³³⁾や人生の他の大きな局面においては安心の源泉として脆弱なものである³⁴⁾。

個人化が徹底された社会では、制度やシステムそして対人関係において、一人で向き合わなければならなくなる。自己アイデンティティが個人生活の中で再帰的に作りあげられるべきものとなったとき、個人が自らの生に対する道徳的な意味づけの機会（道徳的資源）から切り離されているため、「善きこと」や「共同性」に関与しているという感覚から遠ざかることになる。個人

は、自律的な行為主体である一方、根底に人格的無意味性への漠然とした恐れを抱えた不安な存在なのである³⁵⁾。

〔2〕社会とは何か：「解放の政治」から「生き方の政治」そして「生成の政治」へ

再帰的自己は自己アイデンティティを確かなものとするために、社会共同性の関与を必要とする。ギデンズは「解放の政治」「生き方の政治」「生成の政治」という三つの政治モデルを提唱し、それぞれにおいて自己と社会の関係を検討している。

〔1〕「解放の政治」から「生き方の政治」へ

解放の政治とは、何よりも生活機会を不利にする束縛から個人や集団を解放することを目的とする。すなわち搾取、不平等、抑圧を除去すること、そして正義、平等、参加を普遍的なものにしてゆくことである³⁶⁾。もっとも解放の政治は、搾取、不平等、抑圧から人々の解放を目的としているので、その基本的な方向性は「・・・に向けて」ではなく「・・・から離れて」ということになりやすい。未来に向かって生活を構築する行為者の主体性は明確ではない³⁷⁾。

生き方の政治は、搾取、不平等、抑圧がある程度克服された段階を前提としている。階級としての共同性や地域での紐帯が弱体化し、そこに帰属しているという意識が弱まると、人々が自らの人生を第一に考える生活中心の過程に入っていくことになる³⁸⁾。行為の再帰的モニタリングを働かせ、外的基準に制約されない自ら選択した人生を歩むことになる。解放の政治と生き方の政治を制度やシステムとの関わりという観点で比較すると、解放の政治とは、「抑圧や差別を除去し、社会を構成するすべての人々が自ら利益のために資源や機会を平等に使えることをめざす実践」すなわち「生活機会の政治」であるのに対し、生き方の政治は、「自己の再帰的プロジェクトとして自己アイデンティティに対して意識的になり、生活様式を選択を通じて自己実現と制度の改変を目指す実践」すなわち「生活様式の政治」となる³⁹⁾。生き方の政治では、個人は急速に変化する社会生活の環境に注意を払い、自らの行為状況を絶えず再帰的にモニタリングして、自己アイデンティティの物語をその都度構築し、変更しながら維持しなくてはならない。無理のない一貫性のある仕方で未来の計画と過去の経験を結びつける能力が求められている⁴⁰⁾。

〔2〕「生き方の政治」から「生成の政治」へ

自己実現としての「生き方の政治」における個人は、自己利益の最大化を目的とする「利己的な個人」ではなく「リベラルな個人」であり、ギデンズはそれをデュルケームに倣って「道徳的個人主義」と呼ぶ。自己の再帰的プロジェクトは他者の存在を前提として可能であり、自己実現には他者への配慮が含まれている。自己実現には他者の存在は不可欠であり、その自覚が他者の生き方を尊重することになる。それは社会全体の平等・公正・正義の始原となり得るはずであり、社会連帯の回復はこのような自覚（道徳的個人主義）を条件とするしかないと言及する⁴¹⁾。また国家についてもデュルケームに倣って「道徳規律の機関」と定義する。すなわち、国家は個人の自己実現が可能となるよう支援すること（制度の整備）に意義があり、「国家の本質的な機能は、個人の人格を解放すること」である⁴²⁾。こうして「生き方の政治」と「生成

の政治」が関連づけられる。道徳的個人主義に基づく自己実現（生き方の政治）を支援するのが国家の役割（生成の政治）となり、具体的には社会投資国家となるわけである。社会連帯の回復もその担い手は個人であり、制度を通じて他者への配慮と敬意を備えた個人を育成することも国家の責任である⁴³。

(3) 「生成の政治」とコミュニタリズム

ところで個人と国家を具体的にどのように結びつけるのか、という問題がある。その役割を果たすのがコミュニティであり、ギデンズは自己実現を達成し社会連帯を回復させる場所として、また民主制を保障するものとして、コミュニティ（ローカルな小規模コミュニティ）を重視する。但し、特定の社会的、文化的、歴史的脈絡を強調するコミュニタリアンとは区別し、「あらゆるレベルの関係性における民主化の推進」を提唱する⁴⁴。個人を自己完結として捉えるのではなく、その個人が属する「共同体」との関係において捉えるのがコミュニタリズムであり、共同体の中で培われる価値観が、各人の自己理解の基盤を提供していると理解される⁴⁵。そのような価値観は伝統、慣習、儀礼、超越性として、コミュニティの内外を仕分ける境界線となり、排他的傾向を強める恐れがある。そうではなく、共同体的なものに拘束されていることを認識しながらも、それを善いこととは考えず、批判的に距離を取ろうとする立場である⁴⁶。すなわち、コミュニティの開放性を維持することであり、その鍵となるのか市民的アソシエーションである。

ギデンズは市民アソシエーションという概念をマイケル・オークショットの市民結社からヒントを得ている⁴⁷。オークショットは、統一体と社交体という概念を提示し、統一体とは「共通の目標によって統一された仲間意識を持った一団」あり、社交体とは「互いに保護し合うために協力しているが、同調することは避けようとする人々の一団」であるとする。前者では人間の魂の神秘的部分に由来するとみなされるのにたいして、後者は人間によって偶然に作り出されたものであり、時と場所と共に移り変わりするものであること、すなわち自分の属する共同体の価値観が偶然の産物であることを知っており、他者に強制すべきではないことを知っている⁴⁸。この社交体という概念は市民アソシエーションと共通する。異なる複数の価値観が併存するコミュニティにおいて、個人の間で「自由」に展開される対話や討議を通して現れてくる合意にこそ普遍的妥当性を見出そうとする⁴⁹。このような市民アソシエーションによるコミュニティ連帯の再生が、アクティヴで民主的な市民社会の基盤となるのである。

[3] 国家ヴィジョンとしての『第三の道：効率と公正の新たな同盟』

ギデンズの社会哲学を具体的な国家ヴィジョンとして明確にしたのが、『第三の道：効率と公正の新たな同盟』（『第三の道』と略す）である。そこでなされた政策提言は、ギデンズの社会哲学を踏まえて検討すれば、けっして左派と右派の「折衷案」ではない「新たな社会民主主義」のヴィジョンであることが分かる。『第三の道』は、ブレア政権第一期に大きな影響を与えることになった⁵⁰。『第三の道』の文脈に依りながらその骨格を要約しておこう。

(1) 新しい個人主義と社会公正

ギデンズのヴィジョンは、新たな個人主義に基づく社会連帯を構築し社会民主主義を刷新することにある。新たな個人主義とは、伝統や習慣にとらわれることなく、また市場によって生まれた利己主義とも異なる。自己実現にあたって他者の存在を前提とし、共有知に基づいた行為の再帰的モニタリングによって最適の結果を生み出そうとする。すなわち共同性を前提とした自己実現を自覚しており、そこには社会連帯の始原がある⁵¹⁾。

刷新された社会民主主義は、社会公正に強い関心をもつ。そのためには個人と共同体の関係を再構築し、権利と責任のあり方を見直すことが求められている。その一つは「権利には責任が伴うこと」を政府と市民の間で確認することである。市民に対して政府は様々な責任を負っているが、個人主義が浸透するにつれ、無条件に権利を要求する声が強くなった。新たな公共空間の構築には、権利には責任を伴うことが福祉受給者だけでなく、すべての市民が遵守すべき倫理でなければならない⁵²⁾。もう一つは、民主主義による権威の再構築である。国家、政府、家族等の諸制度における権威を正当化させる根拠として右派は伝統的シンボルを掲げる。伝統的価値基準がなくなれば権威が崩れ人々は正邪の識別する能力を失うという。ギデンズはこういう見解を否定する。伝統や慣習が影響力を失った社会では、民主主義なしに権威を確立することはできない。新しい個人主義は、人々の責任ある行動と参加による権威の再構築が求められている⁵³⁾。

(2) 民主主義の民主化とアクティブな市民社会

とりわけ、国家と政府の改革は民主主義の深化・拡大の過程でなければならない。同時に政府は市民社会の様々な組織と協力して、コミュニティの再生と発展を促すための方策を講じなければならない。すなわち「民主主義の民主化」である。その内容は、中央から地方への権限委譲、公共部門の刷新（腐敗防止のための透明性と開放性の確保）、行政の効率化、直接民主制の導入（多くの市民の政策決定への参画）、リスクを管理する政府（リスク管理における政府、専門家、一般市民との協働）、上下双方の民主化などである⁵⁴⁾。

一方、「民主主義の民主化」を市民の側からみれば、市民には、異なる複数の価値観が併存するコミュニティにおいて、個人の間で「自由」に展開される対話や討議を通して現れてくる合意に普遍的妥当性を見出そうとする⁵⁵⁾姿勢が求められる。このような「民主主義の民主化」によるコミュニティ連帯の再生が、「アクティブな市民社会」の基盤となるのである。その内容は、政府と市民社会の協力関係、地域主導によるコミュニティの再生、第三セクターの活用、地域の公的領域の保全、コミュニティを基盤とする犯罪防止、民主的な家族である。とくに民主的な家族に関しては、家族は市民社会の基本単位であり、刷新された社会民主主義の成否は家族政策にかかっているとギデンズはいう。具体的な内容はつまびらかではないが、伝統的家族への回帰は明確に否定されている。民主的な家族とは、感情と性の面での平等、家族内での対等の権利と義務、子どもの共同養育、子どもとの話し合いに基づく親の権威のあり方、社会的に統合された家族である⁵⁶⁾。

このように新たな社会連帯の再生は、民主主義という政治過程の中にあるとギデンズは考えて

いる。民主的な意思決定過程にできるだけ多くの市民が参加でき、意思決定が十分な対話と討議に基づいて行われることが重要となる⁵⁷⁾。それは、対話や討議を積み重ねることで、異なる他者の意見を受け止め自らの考え方を相対化させる機会を得るとともに、互いに政治的に対等な者として認めあう相互承認や信頼感が培われることになる⁵⁸⁾。こうして策定させた制度は市民の信頼と支持を得ることになり、政府と市民社会のパートナーシップ（政府への信頼）へと発展してゆく。社会的排除の存在は、市民が共有する制度の不備によるものであり、そのような自覚は市民に制度を共有し合う他者への想像力と配慮を喚起させ、制度のあり方を見直すという責任を促す⁵⁹⁾。それは、共有する制度のもとで個人の自由な生き方を保障（善き生の構想）することへの関心にとどまらず、同時どのような制度が社会公正を可能（正義の構想）にするのかという関心にまで及んでいる⁶⁰⁾。

(3) 新たな国家ヴィジョン：社会投資国家とポジティブ・ウェルフェア

最後に以上のようなヴィジョンを包括する新たな国家ヴィジョンとして社会投資国家が提案される。それは従来の福祉国家における根本原理の組み換えが目論まれている。

社会投資国家は「新しい混合経済」を前提とする。新しい混合経済とは、公共の利益に配慮しつつ、市場のダイナミックな力をうまく活用し、公的部門と私的部門を結合して相乗効果を発揮させることを目的とする⁶¹⁾。次に平等という意味の再検討が行われる。ネオリベリズムが主張する機会平等すなわち能力主義は、深刻な結果不平等をもたらし、社会的結束を揺るがすことになる。そこで平等は包含、不平等は排除と定義される⁶²⁾。包含とは「市民権の尊重を意味する・・また機会を与えること、そして公共空間に参加する権利を保証することも意味する」⁶³⁾。すなわち、平等・不平等の所得格差という量的尺度に還元せず⁶⁴⁾、自律／自立的な市民生活を送れ、市民社会と連帯がもてる状態を包含、そうでない状態が排除となる⁶⁵⁾。したがって、政府は市民が自律／自立した市民生活を送れるよう教育、医療、保育、福祉サービスを整備しそれを受け取る権利をすべての市民に保障しなくてはならない。「自尊心を満足させ、生活水準を高める上で、労働が中心的な役割を果たす社会では、仕事へのアクセスが機会を拡大する要因の一つ」であり、雇用の可能性を拡げる手段として教育の役割が重要となる⁶⁶⁾。したがって教育の投資は「可能性の再分配」⁶⁷⁾を目的としており、市民に十分な教育機会を保障し、与えられた機会を十分に生かす可能性（潜在能力）を平等に与えようとする⁶⁸⁾。このような脈絡でポジティブ・ウェルフェアというヴィジョンが提唱される。生活費を直接支給するのではなく人的資本への投資が中心となる⁶⁹⁾。こうして「所得の再分配」は後景し「可能性の再分配」が前景に出てくる。市民が権利を主張し政府から一方的に受け取る福祉ではなく、権利に伴う責任を自覚し政府から受け取る福祉ではなく、個人やNPOが中心となって積極的に対応し政府はそれを支援する福祉社会という構想である。

2. エスピン・アンデルセン、ギデンズらの子ども投資の社会哲学

〔1〕子ども投資の社会哲学に向けて

ブレア政権第一期（とりわけ最初の二年）では財政規律が優先され、財政出動は保守党政権以上に厳しく抑えられた。「増税と歳出増」という党のイメージを払拭し、経済政策に対する国民の信頼を広く取り付ける必要があった。ところがブレア政権第二期に入ると教育、医療、社会保障に関する財政支出は増大し、とりわけ子どもに関する予算は目覚ましいものであった。確かにギデンズの『第三の道』では家族政策（民主的な家族）への言及はあったし、ブレアも教育の重要性を訴えてはいたが、いずれも子どもをターゲットにした政策を明らかにしたわけではない。尤も、ギデンズは、乳幼児期における養育環境の重要性をよく理解しており、存在論的安心の感覚を作り出す源泉は、乳幼児期に培われた基本的信頼である⁷⁰⁾と主張していたし、ブレアも1999年のベヴァリッジ講義で児童貧困について言及していたことを忘れてはならない⁷¹⁾。いずれにせよ、ブレア政権第二期では、子ども投資が政権党を支える屋台骨の一つになるまでに至った。その経緯を辿りながら、子ども投資の社会哲学を明らかにしてゆきたい。

(1) ファンデンブロークの社会哲学：新たな社会民主主義のヴィジョン

(1) リスボン戦略とアクティヴな福祉国家

2000年3月、ヨーロッパ委員会（European Council）がリスボンで開催され、来る10年に向けてEUが取り組むべき新たな戦略（リスボン戦略）が明確にされた。それは、知識集約型経済において、持続可能な「経済成長」（雇用促進）とより強固な「社会連帯」の達成であり、「社会公正」の実現に向けての挑戦と言えるであろう。具体的にいえば、財政均衡、所得均衡、そして高い雇用率をいかに達成することができるのか、という難問である。この三つを同時達成することは不可能であるという通説もあるが、北欧諸国では健全な財政、低い不平等、高水準の雇用を達成しているところもある⁷²⁾。

リスボン会議でベルギー社会保障・年金大臣ファンデンブローク（Frank Vandembroucke, Minister for Social Affairs and Pensions）は、持続可能な高齢者保障（年金問題）のヴィジョンを明確にするために、ヨーロッパ福祉国家の新たなアーキテクチャーに関する報告書の作成をエスピン・アンデルセンらの研究グループに依頼し、2001年10月レーベンで開催される会議に提出するよう要請した⁷³⁾。その研究報告書が一冊の著書として出版されたのが、『なぜわれわれは新しい福祉国家を必要とするのか』（2002）⁷⁴⁾である。その著書の序文をファンデンブロークが執筆している。その内容はEUが目指す新たな福祉国家の核心に触れている。ファンデンブロークの文脈に依りながら、その内容を一瞥しておこう。

ファンデンブロークのリスボン戦略に関する理解についてである。「リスボン会議では、アクティヴな福祉国家の建設が議論されている。アクティヴな福祉国家という理念は、EU加盟国では90年代に概ね合意に至っている。その特徴の一つは、積極的労働市場政策でありEU加盟国

共通の政策である。職業訓練や教育を通じて人的資本に投資し、雇用可能性を開花させ就労支援を行う（アクティベーション政策）。個人の自発性や責任が求められ点で社会投資国家と親和的である。さらに男性稼主雇用モデルから男女平等雇用モデルへの移行に伴い、新たに表面化するニーズやリスクに対して、従来の福祉国家が前提としていた家族単位から個人単位による社会政策や福祉サービスの充実が求められてきている⁷⁵⁾。

このようなアクティヴな福祉国家の理解は通説の範囲にとどまる。しかしながら彼は、福祉国家の基本的人間像において「個人の脆弱さ」を認め、それを起点に社会的包含（連帯）の達成を追求している点で通説を凌駕している。確かにアクティヴな福祉国家では、個人は権利に伴う責任の行使が求められる。しかしそれは市場原理主義と親和的な新古典派経済学が前提とする人間像、すなわち「短期だけではなく長期の将来も合理的に見通して自己利益だけを追求する合理的経済人」⁷⁶⁾とは異なる。アクティベーション政策のように個人の潜在能力の開花を積極的に支援しながら、一方では個人のもつ弱さを皆で共有し、何からの形ですべての市民が社会・経済活動へ参画できるよう支援すること、すなわち社会的包含（連帯）の達成が追求されている⁷⁷⁾のである。

ここで興味深いのは、ファンデンブロークがロールズの社会哲学に言及し、参加という問題を取り上げ、自尊心の重要性を指摘していることである。ここで言われている参加とは労働市場への参加だけを意味するのではなく、社会生活への参加を含む広義の参加である。「人は参加を通じて自尊心を育むことができる。自尊心は各人が『自由な人生設計の追求を保障されているという感覚』と『所属するコミュニティの共有の利益に関わり、その関わりが仲間によって承認されているという自覚』から生まれる。それは社会的基本財の中でも最も重要なものであり、平等に分配されなくてはならない⁷⁸⁾とファンデンブロークは言う。すなわち、自尊心が保障される社会は、各人が掛け替えのない存在として相互承認され多様性が認められる社会であり、このような社会こそ平等な社会であり社会的包含である、と考えているのである。

(2) ロールズの社会哲学

なぜファンデンブロークがロールズの社会哲学に言及したのか。彼がロールズの社会哲学に共鳴したのは、「ヨーロッパ福祉国家の新たなアーキテクチャー」に多くの示唆を与えてくれると考えたからである。ここでロールズの社会哲学を一瞥しておこう。

①正義の二原理：格差原理とは

ロールズの社会哲学は「正義」(justice)を「公正さ」(fairness)として捉え直すことに特徴がある⁷⁹⁾。まずロールズは、それぞれ各人がどのような人生設計(善の構想)を抱いていても、社会生活を続けるためにどうしても必要な「善いもの」、例えば自由、所得や富、生きがいをもって人生をおくるための基盤となる社会的地位などを「社会的基本財」(the social primary goods)と呼び、これをどう配分するかが社会制度の最重要課題になるという⁸⁰⁾。ここで注目すべきことは、「社会的基本財」に「自尊心」(生きがいをもって人生をおくるための基盤となる社会的地位)が含まれていることである。自尊心とは、①各人が自分のやり方で自分の幸福を追求するこ

とができているという感覚（自らの生き方に価値と誇りをもつ）と②社会的協働に参加し社会的対等な成員のひとりであるという確信、である⁸¹⁾。各人の自尊心が守られる社会、すなわち互いに相手を尊重し社会的な協働の促進が保障される基本制度が、正義の二原理である。

第一原理は「平等な基本的自由の原理」であり、基本的自由（選挙権・被選挙権などの政治的自由、言論・集会の自由、思想および良心の自由など）に関しては、全員に平等な分配を保障する。しかし基本的自由を全員に平等に分配して社会生活を始めても、自由競争の結、社会的・経済的格差（不平等）は必然的に生じる。このような格差（不平等）を是正するのが第二原理である。第二原理は、社会的・経済的格差（不平等）を、①公正な機会均等、および②最も不遇な人々の利益を最大化する（格差原理）、という二つの条件であわせて調整する⁸²⁾。

もっとも「格差原理に皆が同意するのか」という疑問が生じる。その疑問に対してロールズは、格差原理の導入に先立つ原初状態において、各人に「無知のヴェール」（眼隠し）をかける⁸³⁾。「無知のヴェール」とは、誰も社会の中での自分の境遇や階級上の地位、社会的身分を知らないだけでなく、親から受け取る資産や生まれつき諸能力、知性、体力その他分配も自分の場合はどれほど恵まれているのか分からない状態のことである⁸⁴⁾。このような状況にあれば、最悪の事態を想定し、そのような状況に陥った場合にも救済され人並みの社会生活が保障させる仕組みを公正と考えるはずである⁸⁵⁾。すなわち「最悪の事態に陥っている私」を想像し、それを起点に社会の他の構成員への配慮へと結びつけている⁸⁶⁾。このように正義の二原理が、最も不遇な人の自尊心を阻害しないということが分かれば、格差原理に積極的な支持が与えられるはずである⁸⁷⁾。

②財産所有デモクラシーと格差原理

このような格差原理の根本には、才能や能力など他者より優越した資質（の分配）は、偶然（自然の恵み）によるものであり、個人の所有物ではなく「共有資産」（common asset）である、と考えるロールズの哲学がある。したがって、その結果としての報酬は「その人のもの」であるとは認めない。だから才能や能力の資質の相違に基づく所有物の格差を正義に基づいて分配することが可能になる⁸⁸⁾。ところが格差原理は事後的な資源の再分配に他ならない。そこでロールズは事前的な資源の再分配を提案する。それが財産所有デモクラシーである。財産所有デモクラシーとは、「・・・それはいわば各期の終わりに、さほどもたざる人々に所得を再分配することによってではなく、むしろ各期のはじめに、生産用資産と人的資本（つまり教育と訓練された技能）の広く行き渡った所有を確保すること、しかも、これらすべてを公正な機会の平等を背景にして確保することによってである。そのねらいは・・・適正な社会的・経済的平等を足場にして、自分自身のことは自分で何とかできる立場にすべて市民をおくということである」⁸⁹⁾。

事前的資源分配とは、生を規定する様々な偶然性、例えば生まれもった才能という自然的偶然性、家庭環境などの社会的偶然性、自然災害などの予期しえぬ偶然性が及ぼす効果をできるかぎり緩和するための資源の分配である。とりわけ「負の偶然性」は各人にとって運命的・宿命的なものであり、各人の責任を問うことはできない。しかし「負の偶然性」はスタート時点で各人に

不利な条件を背負わせ、人生の展望を開いてゆくこと自体を断念せざるをえないようなことにもなりかねない⁹⁰⁾。個人の責任を問う社会は、その前提条件をすなわち対等の立場でスタート地点に立てるよう制度的な保障が必要である⁹¹⁾。それは、正義の二原理を導くにあたって各人に「無知のヴェール」をかけ、他者より優越した資質の違いを含む自然的・社会的偶然性をできる限り排除し、最も不遇な人にとっても自尊心が損なわれないよう資源を分配する、という考え方に共通する⁹²⁾。このように事前的資源分配は、個人の不利な条件を是正するだけでなく、個人の潜在能力を開花させる機会を提供する。したがって、物的資本や制度設計だけでなく人的資本に対する積極的な資源分配が必要となる。

(3) 機会の平等と再分配の原理

このように財産所有デモクラシーは、事前的資源分配により生来的な社会的不利な条件を是正し、生の展望に希望を持たせる。各人は同じスタート地点にたつ対等で自由な個人として尊重される。そして最悪の事態に陥ったとしても制度的保障によって、自尊心が損なわれることなく再出発の機会が与えられる。社会が、各人を対等な個人として自尊心を守ってくれることが分かれば、人々はその社会を守っていかうとするはずであり、社会全体を豊かにしてゆくという方向で協働（連帯）することができるはずである⁹³⁾。

ロールズの社会哲学をファンデンブロークの文脈で解釈すれば概ねこのような内容であろう。さらにファンデンブロークはロールズの社会哲学との共通性を確認しながら次の点を強調する。「私の考える平等は、人は自ら責任を負うことができない特質や環境によって不利益を被ることは不公平である、という確信を基本している。自己責任という原理は、自ら統制の及ばない諸要因による犠牲者と連帯することを前提とする。また平等の追求は結果の平等を意味するのではないが、だからと言って機会の平等でよいわけではない。平等な機会が提供されても、個人の選択は生来のそして幼少期を通じて個人が受ける素質や才能によって大きく左右される。そのような差異を無視した機会の平等は、自己責任に関する狭い能力主義である。したがって人的資本への投資を必要とする。しかしそれは市場に適應できるよう準備するための投資ではない。幼少期も含めた人的資本への投資が行われ、そして機会が平等に提供され就労できたとしても、市場による報酬の格差をすべて個人の責任に帰することはできない。負の格差を余儀なくされる者に対して社会正義という観点から所得再分配が必要となる」⁹⁴⁾。

[2] 子ども投資の社会哲学

(1) エスピン-アンデルセンの社会哲学：子ども中心社会投資戦略

ファンデンブロークの序文では、EUが進むべき福祉国家の近未来像が明らかにされた。そしてエスピン-アンデルセンらの研究グループが提出した報告書は、「子ども中心社会投資戦略」(child-centred social investment strategy)と題されて、具体的な政策提言がまとめられ、本書に収録されている⁹⁵⁾。

子どもをターゲットにした政策は、ギデンズの社会哲学において深く掘り下げられていなかった

たし、ブレア政権第一期においても実施されていない。ところがブレア政権のブレーンである政策ネットワーク（Policy Network：ピーター・マンデルソンを委員長とする「第三の道」の政策集団。マンデルソンはブレア政権で重要閣僚を務めた後、EUの通商担当委員に就任⁹⁶⁾は、エスピン-アンデルセンらの研究グループに、2003年7月、ロンドンで開催される国際進歩的統治管理会議（International Progressive Governance Conference）に提出する報告書の作成を依頼している⁹⁷⁾。このようなことは、労働党が、子どもをターゲットにした社会投資戦略に大きな関心を寄せていることを物語っており、実際にブレア政権第二期では「すべての子どもはかけがえのない存在である」（Every Child Matters：2003）と称される「子ども期総合支援対策」が実施された。

このように本報告書（「子ども中心社会投資戦略」）は、ギデンズの社会哲学に新たな視点をもたらし、ブレア政権第二期の政策に大きな影響を与えた点で、重要な意味を持つ。エスピン-アンデルセンの文脈に依りながら、その内容を一瞥しておこう。

（1）「負の社会的遺産」の連鎖の根絶

「EU加盟諸国はすべて共通の難問に直面している。知識集約型経済に対応できる競争力を涵養しながら、如何にして経済成長と社会公正を達成持続できるのか、という問題である。これらの難問に取り組むためには戦後福祉国家の根本的な再構築が必要である。このような再構築にあたって重要な提言をしたのが2000年3月のリスボン会議である⁹⁸⁾。

「本報告書の目的は、EU加盟国が共通に取り組むべき課題と目標を検証し明確にすることである。それぞれ加盟国の事情もあり、何を政策目的の最優先におくかは加盟国に委ねられるが、社会的包含が重要課題としてあることは確かである⁹⁹⁾。もちろん社会的包含の取り組みは、市民の連帯意識の再構築と軌を一にする。というのは、グローバルな市場経済は所得格差を広げ市民の分断と連帯意識の弱体をもたらした。とくに社会的排除の問題は社会的包含の大きな障壁となる。社会的排除の脅威とは、一時的な生活リスクが長期化し回復の目途が立たず深刻な貧困を引き起こし、家族のライフチャンスを決定づけ、さらに悪いことに次世代へと社会的遺伝してしまうことである。負の社会的遺伝（世代を跨る負の悪連鎖）は過去と同様に今日においても強い。戦後福祉国家は、社会保障と大衆教育のレベルを向上させ、市民の生活水準と社会的リスクに対する対応力を高めはしたが、社会的出自や家族背景が人々のライフチャンスに与える負の影響（負の社会的遺産の連鎖）を絶ち切ることはできなかった¹⁰⁰⁾」。この問題への取り組みなくして経済成長と社会公正の実現は不可能である。

「福祉国家の再構築にあたってターゲットになるのが家族である。戦後福祉国家は、わずかな例外は別にして、子どもを持つ家族に対する政策は優先度が低かった。完全雇用を前提とする男性稼主と性的役割分担が家族の基盤を形成していた。このような基盤が安定している限り家族ニーズの顕在化を抑えることはできたが、今や基盤そのものが大きく揺らいでいる¹⁰¹⁾。にもかかわらず、家族は個人が生きていく上で必要とされる基本的能力を培う場所であり、また社会的リスクやニーズが最初に発見され、セイフティーネットが最初に作動する場所として重要であ

る¹⁰²⁾」。

(2) 子ども中心社会投資戦略

このように本報告書は、家族政策の重要性を訴えながらさらにターゲットを絞り、市民のライフチャンスの基盤となる子ども期とりわけ就学前乳幼児期に焦点を合わせている¹⁰³⁾。子ども期こそ市民が認識能力と学習動機の基礎を身につける時期であり、子ども期の質がとりわけ重要になるという考え方である。それは「子どもに重点においた社会投資戦略」と換言できる。「社会公正と機会平等という視点から、負の社会的遺産（世代に跨る負の悪循環）絶ち切らなくてはならない¹⁰⁴⁾。親の社会的・経済的諸条件がそのまま子のライフチャンスを左右することがあってはならない。親の貧困が子のライフチャンスを制約する『負の悪循環』は絶たなくてはならない¹⁰⁵⁾。このような機会の不平等は過去と同様、今日でも強くある¹⁰⁶⁾。そして経済成長という視点から、子どもの潜在能力を最大限引き出すために、子どもの認知能力の発達に投資する必要がある。つまり、子どもの認知能力への投資は、将来的にみれば、ライフチャンスを拡げるだけでなく、グローバル市場のなかで対応できる知識や技能を培い、経済成長に貢献する¹⁰⁷⁾。というのも、成人を対象としたアクティベーションは、本人がすでに十分な能力と動機を持ちえている場合にのみ効果的である¹⁰⁸⁾。基本的な認知能力や学習意欲が未熟なまま人生を始める者は、知識経済において、低賃金、雇用訓練機会の喪失、不安定な就労という困難なライフコースに直面するであろう¹⁰⁹⁾。子ども期（とりわけ幼少期）の質は、子どものライフチャンス（学業達成や就労展望など）だけでなく、経済成長や社会公正（社会的排除の予防）の達成にも大きな影響力をもつ¹¹⁰⁾」。

「子ども期の質に大きな影響を与えるのが児童貧困である。貧困は衣食住の基本的な生活資源に大きな制約をもたらすばかりか、家庭での子どもの養育環境に負の影響をもたらす。基本的認知能力や学習動機を培うことができなければ、学業到達度に著しい支障をもたらす、ゆくゆくは就労機会を失うことにもなりかねない。それは世代間に跨る『負の悪連鎖』（貧困悪循環）に発展する恐れがある¹¹¹⁾。したがって、子ども期への社会投資が重要になるわけだが、それは『将来の大人の福祉問題』すなわち高齢者貧困リスクも抑えることにも繋がる¹¹²⁾。子どもへの資源分配は高齢者を犠牲にすると考えられているが、これは誤った考えである。高齢者貧困や児童貧困は北欧諸国やベルギーではどちらも低い。一方、アメリカやイギリスは高い。高齢者貧困は国際的に減少傾向にあるが、児童貧困は国によって格差が激しい¹¹³⁾。もっとも児童貧困が低く抑えられている国々では、社会的再分配機能の充実とともに、男女稼主モデル（ジェンダー平等）を前提とした女性が就労しやすい環境が整備されている。児童貧困対策において親の就労は重要であり、とりわけ女性（単親）の就労参加を促進・支援する必要がある。それには子育てする就労女性の視点から労働条件や労働環境を是正し、育児支援の整備が求められる。すなわち、子ども期（とくに幼少期）への投資／介入には、児童貧困対策として女性の就労参加の促進・支援が伴わなければならない。それにはジェンダー平等の視点から、労働機会・条件・環境の是正（雇用政策）、社会手当の充実（所得保障）、育児支援の整備が不可欠となる。その結果、世代を跨る

『負の悪連鎖』を断ち切り社会的排除を克服することができる¹¹⁴⁾』。

(2) ギデンズ、エスピン-アンデルセンの子ども中心社会投資戦略

(1) ギデンズの子どもの投資に対する積極的評価

2003年7月、国際進歩的統治管理会議（International Progressive Governance Conference）に提出された報告書が一冊の著書としてまとめられた。それが『進歩主義マニフェスト：中道左派のための新しい理念』（The Progressive Manifesto: New Ideas for the Centre-Left, 2003年）¹¹⁵⁾である。編著者はギデンズで、彼自身も序章「進歩主義：社会民主主義のための新しいアジェンダ」を執筆している。ここで興味深いのは、ギデンズが「負の社会的遺産の連鎖（貧困／不平等の世代連鎖）」の根絶を『第三の道』（ブレア政権第二期）の新たな政策として掲げるべきである¹¹⁶⁾と主張したことである。

その理由はこうである。ギデンズもリスボン戦略と同様に、グローバル市場経済のなかでいかに経済成長と社会公正を達成させることができるのか、という課題を共有している。確かにグローバル市場経済は社会的格差を拡げただけでなく、貧困／不平等の世代連鎖（負の社会的遺産の連鎖）をもたらした。貧困階層の固定化である。しかし、デンマークやスウェーデンは負の社会的遺産の連鎖が弱い。それは児童貧困の水準が低いからである。負の社会的遺産の連鎖を根絶するには、幼少期とりわけ就学前の子どもに対する普遍的な保育・教育制度、そして児童貧困に陥らないための女性の就労支援が必要である。このように彼は認識する。そして「認知能力や社会適応力の基礎は幼少期とりわけ就学前の生活経験に強く影響を受けており、負の社会的遺産の連鎖を根絶するには、すべての子どもを対象とした社会投資戦略が必要である」と主張したエスピン-アンデルセンをギデンズは高く評価する¹¹⁷⁾。そして第4章には「負の社会的遺産の連鎖との戦い」（Against Social Inheritance）と題されたエスピン-アンデルセンの報告書が記載されている。エスピン-アンデルセンの文脈に依りながら、その内容を一瞥しておこう。

(2) エスピン-アンデルセンの社会哲学：子ども投資と機会の平等

「社会民主主義には、平等という概念の見直しが求められている。結果の平等に対して機会の平等が主張されるが、その機会の平等は余りにも市場経済と親和的な個人主義の影響を強く受けている。スタート時点において貧困／不平等の世代連鎖に縛られたなら、機会に巡り合えることもなく、巡り合えても活用することはできない。教育制度の充実と拡大は機会の平等をもたらすと考えられていた。しかし貧困／不平等の世代連鎖を断ち切ることはできていない。」¹¹⁸⁾

「知識経済では人的資本への投資が重要になる。どの様な知識や技能の修得が必要なのか特定はできないが、認知能力であることは確かである。情報を理解し、解釈し、要請や環境の変化に素早く対応できる能力全般というべきであろう。これらの認知能力が十分に備わっていなければ、アクティベーション政策も効果をもたない¹¹⁹⁾。そして何よりも重要なことは、この認知能力の基礎は就学前の段階で培われるものであり、それが不十分であると、年齢を重ねるにつれその格差は広がってゆくことである。すなわち、ライフチャンスは就学前の子どもの生活体験に強

く影響を受けており、教育改革が貧困／不平等の世代連鎖を根絶できず、親の社会的地位が子どもの教育、所得、就労などへ影響を与え続けているのは、このような理由からである¹²⁰⁾」。

「では、貧困／不平等の世代連鎖を根絶するには、どうすればよいのか。2つの格差是正が必要である。一つは経済的なもの。児童貧困に陥らないよう単親への就労支援および所得補償などである。もう一つは文化的なもの。子どもの認知能力や動機の発達向上には、家族のもつ認知的資源（教育力）が大きく左右する¹²¹⁾。すなわち、就学前の子どもを対象とする普遍的な保育／教育制度の充実が必要である。どのような家庭に生まれたとしても、家族背景による認知的刺激の不平等はあってはならない。家族背景とは関係なく、すべての子どもは同じような認知的刺激を受け、登校初日を迎えるべきである。認知能力の発達は就学前の生活経験に強く影響を受ける。というのも、学校は就学前の認知的ハンディキャップを是正・補償するための十分な資源を準備していないからである。このように機会の平等とは、就労支援だけでなく、就学前の子ども受ける認知的刺激の格差を是正する手段として理解されなければならない¹²²⁾」。

3. 新たな福祉国家における子ども投資の社会哲学

最後にこれまでの考察をふまえ、新たな福祉国家における子ども投資の社会的意義を整理しておきたい。

ギデンズが構想する新たな福祉国家（ポジティブ・ウェルフェア）では、社会公正は、人的資本への投資すなわち「可能性の再分配」であり「教育機会の保障」であった。確かに、「機会を活かす能力を培うこと（教育機会の保障）」も国家の責任であることを明確にした点で、従来の「機会の平等」を凌駕しているが、就労可能性を高めることが中心であり、乳幼児を含めた子どもの潜在能力を対象としたものではない。もっとも、彼の社会哲学には、精神分析理論から導入された存在論的安心という概念がある。存在論的安心の源泉は乳幼児期の適切な養育環境のもとで培われた基本的信頼であり、それが自己アイデンティティを支える基盤を形成しているという。このようなギデンズの存在論的安心に関する理解は、エスピン-アンデルセンらの社会哲学と共鳴することになる。

ファンデンブロークの平等に関する優れた社会哲学は、新たな福祉国家における社会公正の意味を明確にする。それはギデンズの「結果の再分配」に対比される「可能性の再分配」の市場原理的な部分に歯止めをかけ、人的資本への投資に明確な根拠を与えることになる。ファンデンブロークは、機会の平等といっても機会を活かすだけの認知能力が備わっていなければ平等にならないと言う。すなわち、生来のそして幼少期を通じて個人が自ら責任を負うことができない特質や環境、たとえば、親の社会的・経済的諸条件によって不利益を被ることは不公平であり、このような不公平が是正されてこそ機会の平等であり、自己責任を引き受けることが可能となる。ファンデンブローグの社会哲学は、人的資本への投資に関する対象を「生来のそして幼少期を通じて個人が自ら責任を負うことができない特質や環境」に焦点を合わせた。このような考え方はロー

ルズが主張する格差原理、財産所有デモクラシーとも共通する。

そしてエスピン＝アンデルセンらの社会哲学では、「子どもを中心とした社会投資戦略」として明確に位置づけられることになる。戦後福祉国家は、市民の生活水準と社会的リスクに対する対応力を高めはしたが、社会的出自や家族背景が人々のライフチャンスに与える負の社会的遺産の連鎖（世代を跨る負の悪連鎖）を絶ち切ることはできなかった。この問題への取り組みなくして経済成長と社会公正の実現は不可能である。社会公正と機会平等という視点から、負の社会的遺産の連鎖を絶ち切るためには、市民のライフチャンスの基盤となる子ども期とりわけ就学前乳幼児期をターゲットにした社会投資が必要であると明言される。子ども期こそ市民が認識能力と学習動機の基礎を身につける時期であり、親の社会的・経済的諸条件によって阻害されてはならない。子どもの潜在能力を最大限引き出すために、子どもの認知能力の発達に投資する必要がある、それは将来的にみれば、ライフチャンスを拡げるだけでなく、グローバル市場のなかで対応できる知識や技能を培い、経済成長に貢献することにもなる。すなわち、子ども期（とりわけ幼少期）の社会投資は、子どものライフチャンス（学業達成や就労展望など）だけでなく、経済成長や社会公正（社会的排除の予防）の達成にも大きな影響力をもつとされる。

そして具体的な投資戦略として児童貧困対策があげられる。児童貧困は家庭での子どもの養育環境に負の影響をもたらし、基本的認知能力や学習動機を培うことができなければ、学業到達度に著しい支障をもたらしかねない。ゆくゆくは就労機会を失うことにもなりかねず、負の社会的遺産に発展する恐れがある。それを予防するために次の2点が提示される。1つは女性（単親）の就労支援である。子育てする就労女性の視点から労働機会・条件・環境の是正（雇用政策）、社会手当の充実（所得保障）、育児支援の整備が不可欠となる。もう1つは就学前の子どもを対象とする普遍的な保育／教育制度の充実である。どのような家庭に生まれたとしても、家族背景による認知的刺激の不平等はあってはならない。

註

- 1) アンソニー・ギデンズ著、佐和隆光訳（1999）『第三の道：効率と公正の新たな同盟』、日本経済新聞社。
- 2) 樫村愛子（2007）『ネオリベラリズムの精神分析』、光文社新書、p.62
- 3) 同上、p.63.
- 4) 再帰性に関しては、畑本祐介の解説が詳しい。再帰性とは「行為の持続的な流れ」がモニタされただけの状況を指しており、モニタリングによってよい結果がもたらされるとは限らない。また意識的に結果が必ず統制されるということでもなく、「意図しない結果」「思わしくない状況」を招くことも起こりうる。反省のように「良い結果がもたらされるよう行為の不備を検討し改善してゆく」という「結果に対する意識的な統制」はされておらず、「思わしくない結果」も起こり得るという意味で中立的である。一方、反射のように「刺激に即応」するのではなく「主体的なモニタリング」が働いている状態である（①畑本祐介（2008）『再帰性と社会福祉・社会保障－〈生〉と福祉国家の空白化』、生活書院、p.82. ②畑本祐介（2007）「再帰性とグローバリゼーションの理論的検討－アンソニー・ギデンズの哲学的保守主義を中心に－」明星大学社会学研究紀要、No.27, pp.15-16.）。
- 5) アンソニー・ギデンズ著、松尾精文・小幡正敏訳（1993）『近代とはいかなる時代か？モダニティー

- の帰結』立書房、小幡の解説文、p.245.
- 6) アンソニー・ギデンズ著、秋吉美都、安藤太郎、筒井淳也訳（2005）『モダニティと自己アイデンティティ－後期近代における自己と社会』、ハーベスト社、p.57.
 - 7) 同上、p.57.
 - 8) 宮崎恒平（2004）「『第三の道』の基礎－構造化理論から「生き方の政治」へ」『名古屋大学社会学論集』（25）、pp.9-10. p.4.
 - 9) 浅野智彦「物語アイデンティティを越えて？」、上野千鶴子編（2005）『脱アイデンティティ』勁草書房所収、p.78.
 - 10) ①宮崎恒平（2003）「〈近代的主体〉の構成と時間－ギデンズ構造化理論に関する一考察」『名古屋大学社会学論集』（24）、p.150. ②宮崎（2004）、前掲論文、p.6. ③畑本（2008）、前掲書、pp.210-211.
 - 11) 宮崎（2003）、前掲論文、p.150.
 - 12) 同上、p.152.
 - 13) 同上、pp.150-151.
 - 14) ギデンズ著、松尾・小幡訳（1993）、前掲書、pp.116-117.
 - 15) ギデンズ著、秋吉・安藤・筒井訳（2005）、前掲書、p.279.
 - 16) 同上、p.83.
 - 17) 同上、p.83.
 - 18) ギデンズ著、松尾・小幡訳（1993）、前掲書、p.119.
 - 19) ギデンズ著、秋吉・安藤・筒井訳（2005）、前掲書、p.41.
 - 20) ギデンズ著、松尾・小幡訳（1993）、前掲書、p.119, p.143.
 - 21) 同上、p.120.
 - 22) 同上、p.143.
 - 23) ①ギデンズ著、松尾・小幡訳（1993）、前掲書、p.121 ②ギデンズ著、秋吉・安藤・筒井訳（2005）、前掲書、p.41.
 - 24) 榎村、前掲書、p.66.
 - 25) 片桐雅隆（2011）『自己の発見－社会学史のフロンティア』、世界思想社、pp.176-177.
 - 26) ギデンズ著、秋吉・安藤・筒井訳（2005）、前掲書、p.278.
 - 27) 同上、p.10.
 - 28) 同上、p.210.
 - 29) 同上、p.211.
 - 30) 同上、p.279.
 - 31) 浅野智彦（編）（2010）『社会学入門』、中経出版、pp.105-106.
 - 32) ギデンズ著、秋吉・安藤・筒井訳（2005）、前掲書、p.211.
 - 33) 同上、p.277.
 - 34) 同上、p.212.
 - 35) 宮崎恒平（2005）「政治的実践としての「自己実現」の可能性と限界－ギデンズ「生き方の政治」に関する一考察」『名古屋大学社会学論集』（26）、pp.138-139.
 - 36) ギデンズ著、秋吉・安藤・筒井訳（2005）、前掲書、pp.238-239.
 - 37) 同上、p.241.
 - 38) 畑本（2008）、前掲書、p.134.
 - 39) 宮崎（2005）、前掲論文、p.140.
 - 40) ①ギデンズ著、秋吉・安藤・筒井訳（2005）、前掲書、p.243、②宮崎（2005）、前掲書、p.142.
 - 41) ①宮崎恒平（2006）「個人の「自己実現」と国家－ギデンズ政治社会学に関する一考察」『名古屋大学社会学論集』（27）、pp.4-6, p.9. ②宮崎（2005）、前掲書、pp.144-145.
 - 42) 宮崎（2006）、前掲論文、p.8.

- 43) 同上、p.11.
- 44) ①宮崎恒平（2006-12）「グローバル化時代における社会的連帯性の回復－ギデンズ政治社会学に関する一考
察」『人間環境学研究』4(2)、p.62. ②宮崎（2006）、前掲書、p.11.
- 45) 仲正昌樹（2008）『集中講義 アメリカ現代思想－リベラリズムの冒険』、NHK 出版、p.138.
- 46) 同上、p.139.
- 47) 宮崎（2006-12）、前掲論文、p.61.
- 48) 仲正、前掲書、p.205.
- 49) 同上、pp.206-207、p.216.
- 50) アンソニー・ギデンズ著、佐和隆光訳（1999）『第三の道：効率と公正の新たな同盟』、日本経済新聞社。訳者の佐和隆光は「あとがき」の中で1998年9月21日の朝日新聞上にブレア首相が寄せた「第三の道」と題する論考は、ギデンズが著した本書の要約以外の何物でもなかったと述べている（pp.260-261.）。
- 51) 同上、pp.69-72.
- 52) 同上、p.116.
- 53) 同上、p.117.
- 54) 同上、pp.122-136.
- 55) 仲正、前掲書、pp.206-207、p.216.
- 56) ギデンズ著、佐和訳（1999）、前掲書、pp.137-167.
- 57) 斉藤純一（2009）「制度による自由／デモクラシーによる社会統合」、斉藤純一（編）（2009）『社会統合－自由の相互承認に向けて』、岩波書店所収、p.35.
- 58) 同上、p.36.
- 59) 同上、pp.42-43.
- 60) 同上、p.46.
- 61) ギデンズ著、佐和訳（1999）、前掲書、p.169.
- 62) 同上、p.173.
- 63) 同上、p.174.
- 64) ギデンズ著、佐和訳（1999）、前掲書、佐和による訳者あとがき「第三の道はどこへ行く」p.269.
- 65) 宮本幸二（2007）「『第三の道』の社会理論－ギデンズの社会思想」『桃山学院大学社会学論集』第41巻第1号、p.9.
- 66) ギデンズ著、佐和訳（1999）、前掲書、p.174.
- 67) 同上、p.184.
- 68) 佐和による訳者あとがき「第三の道はどこへ行く」、前掲論文、p.270.
- 69) ギデンズ著、佐和訳（1999）、前掲書、p.196.
- 70) ギデンズ著、松尾・小幡訳（1993）、前掲書、p.119.
- 71) Bair, T. (1999) Beveridge Lecture, Toynbee Hall, London, 18 March, Reproduced in Walker, R (ed) *Ending Child Poverty*, Policy Press, p.16.
- 72) アンソニー・ギデンズ、渡辺聡子（2009）『日本の新たな第三の道－市場主義改革と福祉改革の同時推進』、ダイヤモンド社、pp.137-138.
- 73) Vandenbroucke, F. Belgian Minister for Social Affairs and Pensions (2002), 'Forword' in Esping-Andersen. G. Gallie, D. Hemerijck, A. & Myles, J. (2002) *Why We Need a New Welfare State*, Oxford University Press. pp.8-9.
- 74) Esping-Andersen. G. Gallie, D. Hemerijck, A. & Myles, J. (2002) *Why We Need a New Welfare State*, Oxford University Press.
- 75) ① Vandenbroucke, *op.cit.*, pp.9-10 ②近藤、前掲論文、pp.53-55, pp.59-60, p.65.

- 76) 金田耕一 (2000) 『現代福祉国家と自由-ポスト・リベラリズムの展望』、新評論、pp.237-238
- 77) Vandenbroucke, *op.cit.*, pp.10-11.
- 78) ①Vandenbroucke, *op.cit.*, pp.11-12. ②齋藤純一 (2011) 「社会保障の理念をめぐって-それぞれの生き方の尊重」、齋藤純一・宮本太郎・近藤康史 (編) (2011) 『社会保障と福祉国家のゆくえ』、ナカニシヤ、出版所収、pp.8-10.
- 79) 仲正、前掲書、p.85.
- 80) 川本隆史 (2005) 『ロールズ-正義の原理』、講談社、p.288.
- 81) ①齋藤 (2011)、前掲論文、p.9. ②仲正、前掲書、p.97.
- 82) ①川本、前掲書、p.290. ②仲正、前掲書、p.97.
- 83) 仲正、前掲書、p.98.
- 84) 川本、前掲書、p.289.
- 85) 仲正、前掲書、p.99.
- 86) 同上、pp.100-10.
- 87) 井上彰 (2007) 「共和主義とリベラルな平等-ロールズ正義論にみる共和主義的契機」、佐伯啓思・松原隆一郎 (編) (2007) 『共和主義ルネサンス-現代西洋思想の変貌』所収、NTT 出版、p.87
- 88) 小林正弥 (2010) 『サンデルの政治哲学』、平凡社、p.131.
- 89) ジョン・ロールズ著、田中成明・亀本洋・平井亮輔訳 (2004) 『公正としての正義再説』、岩波書店、p.248.
- 90) 齋藤 (2011)、前掲論文、p.12.
- 91) 同上、p.108.
- 92) 井上、前掲論文、p.88.
- 93) 仲正、前掲書、p.102.
- 94) Vandenbroucke, *op.cit.*, p.14.
- 95) エスピン-アンデルセンらの研究グループが提出した報告書は、Esping-Andersen. G. Gallie, D. Hemerijck, A. & Myles, J. (2001) *A New Welfare Architecture for Europe? Report submitted to the Belgian Presidency of the European Union* (Final version, September 2001)。この報告書の子どもに関する部分には、Esping-Andersen. G. (2002) 'A Child-Centred Social Investment Strategy' という題名で Esping-Andersen. G. Gallie, D. Hemerijck, A. & Myles, J. (2002) *Why We Need a New Welfare State*, Oxford University Press. に所収されている。2002 論文は 2001 年報告書に依りながら部分的な編集や新たな書き下ろしがみられるが、基本的な主張はまったく変わっていない。
- 96) 山口二郎 (2005) 『ブレア時代のイギリス』、岩波新書、p.131.
- 97) Lister, R. (2004) 'The Third Way's Social Investment State', in Lewis, J. & Surender, R. (ed) (2004) *Welfare State Change: Toward a Third Way?* p.159.
- 98) Esping-Andersen. G. Gallie, D. Hemerijck, A. & Myles, J. (2001) *A New Welfare Architecture for Europe? Report submitted to the Belgian Presidency of the European Union* (Final version, September 2001), p.2. p.11.
- 99) *Ibid.*, p.22.
- 100) *Ibid.*, p.23.
- 101) Esping-Andersen. G. (2002) 'A Child-Centred Social Investment Strategy' in Esping-Andersen. G. Gallie, D. Hemerijck, A. & Myles, J. (2002) *Why We Need a New Welfare State*, Oxford University Press. p.52.
- 102) Esping-Andersen, Gallie, Hemerijck, & Myles, (2001) *op.cit.*, p.35.
- 103) *Ibid.*, p.3.
- 104) *Ibid.*, p.17.
- 105) *Ibid.*, p.35.
- 106) *Ibid.*, p.23.

- 107) *Ibid.*, p.4. p.35.
108) *Ibid.*, p.4.
109) *Ibid.*, p.20.
110) *Ibid.*, p.4.
111) Esping-Andersen, G. (2002), *op.cit.*, pp.54–55.
112) *Ibid.*, p.51. p.55.
113) *Ibid.*, p.52.
114) Esping-Andersen, Gallie, Hemerijck, & Myles, (2001) *op.cit.*, p.35.
115) Giddens, A. (2003) *The Progressive Manifesto : New Ideas for the Centre-Left*, Policy Network.
116) ①Giddens, A. (2003) ‘Introduction. Neoprogressivism : A New Agenda for Social Democracy’ in Giddens, A. (2003) *The Progressive Manifesto : New Ideas for the Centre-Left*, Policy Network. p.21. ②Lister, R. (2004) *op.cit.*, p.160.
117) ①Giddens, A. (2003) *op.cit.*, pp.22–24. ②Lister, R. (2004) *op.cit.*, pp.159–160.
118) Esping-Andersen, G. (2003) ‘Against Social Inheritance’ in Giddens, A. (2003) *The Progressive Manifesto : New Ideas for the Centre-Left*, Policy Network. p.109.
119) Esping-Andersen, G. (2003) *op.cit.*, p.109.
120) *Ibid.*, p.110.
121) *Ibid.*, p.111. p.113.
122) *Ibid.*, p.105. p.114.

[たなべ やすみ 児童福祉学]